

## ふたば未来学園高等学校野球グラウンド天井ネット修繕仕様書

### 1 事業概要

- (1) 名称 令和4年度福島県立ふたば未来学園高等学校野球グラウンド天井ネット修繕事業
- (2) 場所 双葉郡広野町中央台一丁目6番地3  
福島県立ふたば未来学園高等学校
- (3) 期間 令和4年 月 日から令和 年 月 日まで
- (4) 目的 福島県立ふたば未来学園高等学校の野球グラウンドの天井ネットが敗れていることから、その機能を常に正常な状態に維持し、また、当学校の効率的な業務運営を確保するために、関係法規及び以下に定める事項により修繕を実施する。

### 2 事業内容

天井ネット及び関連した不具合箇所の修繕を行う。

### 3 事業内容の報告及び記録

- (1) 事業報告書を、事業終了後速やかに担当職員に作成提出し、担当職員の承諾を受け、また必要な期間保存すること。
- (2) 主な報告及び記録の内容は下記のとおりとする。
  - ア 修繕の結果
  - イ 異常や障害が生じた場合の記録（現況写真を添付すること。）及び処理結果
  - ウ その他担当職員が必要と認めた内容

### 4 受注者の義務

- (1) 受注者は、緊急の事態に備え、発注者の依頼に基づき、速やかに対応できる体制を確保しておかなければならない。
- (2) 受注者は、上記1の(3)の委託期間中、当該委託業務の他に、受注者にとって過重な委託業務を受注することに伴い、発注者が必要とする業務従事者が確保できない状況を招いてはいけない。

### 5 相互協力

発注者及び受注者は、当該事業に必要なものについては、相互に協力し、適切な業務を行うものとする。